

# 足立区(足立区医師会)

## 【お 知 ら せ】

### ●特定健康診査について

◎ 実施期間 2019 年 5 月 10 日～2020 年 3 月 31 日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。

1. 足立区に住民登録をしている方を対象とします(※受診時に、足立区外に転出された方、社保等被扶養者の資格のない方は対象となりません)。

2. 受診時に必ず「受診券」と「健康保険証」をご持参ください。

3. 医療機関により予約制のところがあります。また、「胸部X線検査」「心電図検査」は別医療機関紹介となるところがあります。受診前に電話等でご確認ください。

4. 「貧血検査」「心電図検査」「血清クレアチニン検査及び eGFR」は、受診者全員に「受診券」の「特定健診(詳細部分)」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料(※)で実施します。

※「特定健診(基本部分)」のみ、健診実施機関の窓口で自己負担額をご請求いたします。

5. 「眼底検査」は、今年度の健診結果で「血圧」または「血糖」が実施基準に該当した方に、健診実施機関が結果説明日に「眼底検査紹介兼受診票」を発行し、「紹介日」を含め 15 日以内(※)に指定の眼科医院で検査を受けていただきます。「眼底検査紹介兼受診票」を持参した方全員に「受診券」の「特定健診(詳細部分)」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料で実施します。

※「紹介日」を含め 15 日を過ぎると「眼底検査紹介兼受診票」は使えなくなります。

※「紹介日」が 2020 年 3 月 17 日以降の場合、眼底検査実施期限の 2020 年 3 月 31 日までに検査を受けていただきます。

◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施しておりません。